

「市来四郎日記」に見る薩英関係

橋口正樹

はじめに

黎明館調査史料室では、原則として毎年二冊『鹿児島県史料』を刊行（「旧記雑録分野」と「幕末維新分野」）しているが、そのうち幕末維新分野においては、平成三十年度は「市来四郎史料一／玉里島津家史料補遺」を刊行する。

その「市来四郎史料一」の大半を占めるのが「市来四郎日記」（以下「日記」）であり、当館には全七冊が所蔵されている。収載年代は安政四（一八五七）年正月元旦から文久三（一八六三）五月二十九日までであるが、「日記」をはじめとする市来の書籍類は明治十（一八七七）年の西南戦争の戦火で焼失、辛うじて残ったものを再編して新たに第一七の通番を振り直した^①ようなので、各々が必ずしも連続しているわけではなく、途中で欠けている箇所も存在する。

ただ、この「日記」に関しては、「予か二十歳正月より明治九年十二月迄、殆んど四十余年間（毎日怠らず記したる者なり）の日記、其冊数八十冊、天氣の晴雨・寒暖・世の変遷・諸布令・諸説・米価・有名者死亡の年月日・詩歌・文章等、特に余か順聖公の特命を奉したる種々の事実、或は文久末年より元治の初年、三四ヶ年間鑄錢に総宰たりし時代、日々の製造高、或ハ維新前後本藩にて尽力の始末、国中の事実、天

下の形勢、或ハ前ノ濱に於て英国と戦争の実蹟、其外人情の変遷等漏すことなく記したる者^②」と市来自身も述べているように、四十余年もの長きにわたってほぼ毎日記録されていたため、たとえ断片的にしか残されていないとしても、当時の情勢を知る格好の史料であることには変わりはない。

安政年間においては集成館事業や琉球渡海及び在琉の日々、文久年間においては琉球通宝の鑄造や寺田屋事件、島津久光の率兵上京などの記録が目立ち、当時の藩内情勢を具に知ることができるが、ここで着目したいのは文久二・三年の日記に見られる薩英関係についての記録である。

当時は生麦事件発生から薩英戦争勃発と、後の薩英友好に繋がるターニングポイントとも言うべき時期であり、「日記」においても生麦事件の生々しい描写やその後の対英開戦を見据えた台場の整備や人員の配置などの記録が散見する。

もっとも、「日記」は文久三年五月二十九日で終わっているため薩英戦争そのものについての記録を見ることはできず、他の事柄に比べて薩英関係についての記録が多いというわけでもない。それでも、市来目から見た当時の薩摩の対英意識が窺えよう。

そこで本稿では、「日記」における薩英関係についての記述を見ていくことで、薩摩藩の対英姿勢の実態や変遷、そして市来自身が藩の動向

をどのように捉えていたかについて考察したい。

一 文久二年の記録について

薩英関係についての記述の初見は文久二年閏八月十四日条で、生麦事件の発生及びその顛末が比較的詳細に述べられている。以下のように、英国人殺害時の様子についても記述がある。

一生麦におひて英国人を殺害いたしたる成行者、

三郎様御通行ニ而生麦へ御休之筈候処、丁度生麦宿入口にて神奈川之方より夷人四人列いづれも馬上にて江戸之方へ乗来り、御行列ニ差掛り夷人共ニも道脇を乗通候処、御行列者無何と少シ脇寄り候而何之子細もなく御通行之処、御駕籠脇ニ御供いたし居候御供目付奈良原喜左衛門走出し、御打物辺へ夷人乗来候を走付様に切付ケ打落し、外夷人へ者乗馬ニ疵付追掛候得共馬走出不追付、然処ニ切落し候夷人者其場ニ而すたくゝに伐り、喜左衛門弟喜八郎走付兄弟ニ而すたくゝに切り、尤、其様切候時者少し道之脇松山へ曳入切捨、形も不見分様ニ切り候よし
(略)、(「日記」文久二年閏八月十四日条)

市来はその現場にいたわけではないが、「其場ニ而すたくゝに伐り」や「形も不見分様に切り候よし」という記述から、その生々しさや臨場感が感じられる。ただ、市来自身には殺害された英国人を殊更に非難する様子はなく、事件に関してもあくまで淡々と客観的な立場で事実を述べているようにも見受けられる。注目すべきは下手人の奈良原喜左衛門

らに対する非難であろう。

果して御国難到来ニ者無相違候、血氣武断之輩と申者笑止之事ニ候、当時攘夷鎖港之流行にて、此奈原杯ニ者武断のミ之人にて聊之事より大事ニ可及者必定、憂患此事ニ候(略)、(同月同日条)

昨今の攘夷の風潮に流されて、奈良原たちのような「武断のミ之人」が些細な事から血気に逸って軽拳に及んだことを「憂患」し、「御国難到来」に相違ないとしている。この状況下にあつて市来の批判的な態度が際立つが、一連の薩英関係の記録において市来は終始このスタンスを貫いており、無謀な攘夷には初めから批判的だったようだ。

その後長崎詰の野村宗之丞より以下のような内容の書状が遣わされている。

生麦ニ而英国人を御行列先ニ而暴殺いたし候趣、江戸より長崎へも早々申越、(略) 在留英人者素より各国之夷人共ニも大ニ立腹いたし、早速より会議におよび、長崎ニ而も皆々軍粧之手当等いたし嚴重之由、江戸ニ而者殺害之始末神奈川へ打洩されし夷人三人走帰ルと直ニ銃兵軍粧にて繰出し候ゆへ、神奈川出張之幕役共より子細無程可相分候間、卒爾ニ出張間敷旨制止いたし候得共不聞入、相応之繰出し追々も繰出之模様ニ候処、幕役より中ニ入り漸ニして相鎮りたる由、生麦ニ而者町門を不閉候へ者御跡を慕ひ候者必定之由、丁門を打候折も押破り可出勢之処、幕役出来り制止いたし引返したる由、(略) 左候而、英国ミニストルより公義へ手稠敷御約定面ニ則り申出、途中ニ而むや

ミに殺害之道理難聞取、何故之訳ニ而其通之取計、又殺害いたし候相
手十日之内ニ不差出候者、夫々英国之作法通ニ処置可致、尤、此方よ
り之御届に、行列へ差障り候付、徒士之者殺害いたし其場より右之
もの欠落致、行衛不相知旨御届ニ相成候間、其段を以英人へ者公義よ
り御達相成候付、幕府亦者薩州之手ニ而相手相糺付不差出候者、不得
已事訳なれ者、軍艦を薩州へ差遣し、三郎へ直ニ談判、曲直を分ち可
申旨申出、(略) 何分至極之御国難を醸し出候夷情を不知人二者愉快
ニ唱候得共、於我等者大ニ憂ひ居候事ニ候、(閏八月十九日条)

生麦で英国人が殺害されたという知らせが江戸から長崎へと伝えら
れ、長崎在留の英国人のみならず他の外国人も大いに立腹、武装して騒
然とした状況になっているということである。また、江戸においても殺
害の知らせが入るや、武装した銃兵が今にも暴発しようとしていたこ
ろを幕役が漸く鎮めた。さらに生麦でも同じような状況が見られ、各所
で外国人の暴動が頻発していた。一方、イギリス側から幕府へ殺害の犯
人を十日以内に差し出すよう通知があったものの、薩摩が、犯人は欠落
して行方知れずだと届け出たため、イギリス側は、軍艦を薩摩へ派遣し
て三郎(島津久光)に直談判するという旨を伝えた。その旨は薩摩へも
伝えられ、「至極之御国難」がもたらされるとして「大ニ憂」えている。

市来の懸念が早くも現実のものになろうとしていたのだ。
八日後の閏八月廿七日にも同じような内容が記録されているが、犯人
を差し出さなければ、薩摩へ軍艦を差し向け三郎に直談判するというイ
ギリス側のスタンスは変わっていない。

この問題における市来の客観的な姿勢がよく分かる箇所がある。又之³

八月廿九日条の記録である。

一生麦之一条者克々勘考するに、何分御国難之大なるものニ而僅之事よ
り混雜到来、尤、夷人御約定ニ付而者、たとへ此方之人彼国と及争論
歟、又者日本之法令を背候時者直ニ召捕、此方之政府へ引渡、此方に
て罪ニ処し、又夷人ニ而も同様之節者此方より召捕、彼方ミニストル
へ引渡候節者、彼之政府ニおひて罪に処し候御約定たるに、途中にて
何之談判もなく卒然に切殺し、剩ずたゞに切断する事、人情ニおひ
て不忍次第、尤、夷人多勢共なら、其場之無礼も不得已事時宜も可有
之に、僅三四人女列之事ニ而無礼と云も差知候事ならん輩等二者、御
指揮ニよりて殺したるならんと申も尤之事ニ候、憂患此事ニ候、(又
之八月廿九日条)

日本人が外国人相手に争論に及んだ場合や何か法令に背いた場合に、
日本の法律で裁かれ、日本において罪に処されると同じように、外国
人が日本で罪を犯した場合も、日本側が捕らえた上で相手方へ引き渡
し、相手国の法律で裁くというのが原則であり、そうした談判も経ずに
惨殺するというのは人情として忍びないとしている。一方、「憂患」で
あるとはしながらも、薩摩側の行為について「尤之事ニ候」と一定の理
解を示しているところに市来のジレンマも感じ取れる。

さて、下手人の奈良原喜左衛門であるが、事件後も何のお咎めもなく
日々差し支えなく出勤していたようである。以下のような記録が残され
ている。

一先度

三郎様江戸より御下向之節、於生麦ニ英国人を御供目付奈良原喜左衛門御供先ニ而無故殺害いたし、(略)幕府より者、此御方へ打果候相手を可差出御達有之候処、打果候者者其場より欠落いたし行衛相知、尤、殺候次第者、行列ニ馬上なから相障り、右者薩州之国法ニ而御坐候趣共御申立被成候得共、外夷之儀者言外も不通ゆへ、日本人同様之処置ニ而者不相濟杯と種々御達ニ而、当人へ御糺可有之候間、探索いたし可被差出稠敷御達有之二付、江戸詰御家老島津登殿別而心痛被致候へ共、(略)先比者登殿并ニ御留守居西筑右衛門杯水野和泉守様御役宅へ御呼出有之、御糺間も有之、其時分生麦にて同役山口彦五郎江戸之様被遣、其時宜合を為申聞ニ相成候処、其儘町奉行所へ御預ケニ相成、(略)勤役之事と者乍申迷惑なる事ニ候、(略)当地之説ニ、(略)他人ケ様之事を仕出したら者直ニ割腹被仰付歟、又直ニ入牢相当ニ而可有之ニ、(略)世人類に唱立候、是又人氣混雜之基ニ候、然るに奈良原二者為何御沙汰も無之、日々出勤も無差支いたし居候者些如何歟と被存候、(十二月八日条)

内容としては、イギリスとの関係悪化を恐れた幕府から、下手人である奈良原を差し出すように達しがあつたが、薩摩側は、下手人はその場から逃亡し行方知れずだとして断つた。それに対して幕府は、行列を妨げた者を切り捨てるのはあくまで薩摩の国法上の処置に過ぎず、外国人相手に行つてはならないことだとして、奈良原を探し出して差し出すよう厳しく申しつけたので、江戸詰家老の島津登は一層心労が重なつた。また、登は御留守居の西筑右衛門と共に水野和泉守の役宅にも呼び出さ

れて厳しく問いただされ、同じく御留守居で生麦にいた山口彦五郎は江戸へと遣わされ、そのまま町奉行所預けとされてしまった。鹿児島においては、このようなことをしでかした者は直ちに切腹を言い渡されるか、あるいは牢に入れられるものであるが、奈良原に関してはそのような沙汰もなく、日々差し支えなく出勤しているのはいかがなものか、ということである。

奈良原を庇つたために幕府から睨まれ、江戸詰の家老や重役たちが矢面に立たされ、幕府の追及を受ける羽目になつてしまった。その結果藩に多大な迷惑をかけることになり、本来なら切腹かあるいは入牢に値する罪を負うべきであるが、その奈良原本人が何らお咎めも受けずに毎日差し支えなく出勤しているというのは、今の感覚に照らしてみても合点のいくことではない。何かしらの考えあつてのことだろうが、傍目には家老たちを犠牲にして奈良原を守つたようにしか見え、世人類に唱立候、是又人氣混雜之基ニ候」とあるように、世間でもやはりこの措置は物議を醸したということであろう。

「些如何歟と被存候」という市来の疑念は至極当然である。

二 文久三年の記録について

文久三年になると、対イギリスの気運が高まり始めたのか、藩内の臨戦態勢が整いつつある状況がうかがえる。二月九日条に以下のような記述がある。

一九時分より蒸気船壹艘相見得候付、沖之小島遠見所より夷国船と見違

ひ、相図之狼煙を揚ケ相図砲も打立候付、諸所遠見所より相図砲又者狼煙を上候付、府下大二混雜いたし、御役々其外出張或者登城相成、或者御手当被仰付置候人々者鉄砲を携台場へ走付、或者御城下二走付大騒動二およひ候、定置られ候通蒸気船よりも相図を打候付、無程鎮静いたし御引取二相成候、右者先日小松殿大坂より乗船被致候筑前之船を、蒸気船より竹下清右衛門杯を長崎迄おくり早々帰帆之船二而、興之酔たる次第なりし由、併当分近々英国船入津も可有之勢故、此内より御手当も大キに有之遠見番人共粗惣二出候事と取沙汰有之候、右之船者八時分前之浜へ入津いたし候、(文久三年二月九日条)

沖之小島の遠見番所の番人が蒸気船を外国船と見間違ひ、狼煙を揚げ合図の大砲を打った。城下にそれが伝わりと大混乱に陥り、重役衆は急ぎ登城したり、あるいは鉄砲を持って自分の持ち場に急いで駆けつけたりしたという騒動が起こったが、その実は、竹下清右衛門を長崎まで送り届けて鹿兒島へ帰帆した船であった、ということである。結論としては番人の「粗惣」であり、その後蒸気船は恙無く前之浜へ入港したわけだが、「近々英国船入津も可有之勢故」とあり、また有事の際に各自が武器を持って自分の持ち場に駆けつけるといふ態勢がある程度整備されていたことも記述からうかがえ、イギリスとの間に近々戦争が起こるであらうという危機意識が人々の中に存在していたことが分かる。

その一方で、自信の表れであろうか、主戦論が勢いを増しつつあったようだ。

たとひ幕役より申論有之候共、兎角償金二而も於出候而者承知六ヶ敷、

御上二者海防御手付掃除之論のミ有之、実ニ彼を不知人之論笑止千万二候、方今攘夷家のミ要路ニ被居候間、今之勢ニ而者誠ニ懸念之事二候、乍併今之世上ニ而者外夷之堅艦武備之充滿せし事を仮初ニ而も切々語れば、蘭警有之とて大二賤めらる、風習故無致事二候、(二月十七日条)

たとえ幕府からの要請があつたとしても薩摩はイギリスに賠償金を支払わず、むしろ海防に力を入れてイギリスを追い払うという選択肢しかないことを、市来は「彼を不知人之論笑止千万二候」と断じている。また、藩の要職にあるのは攘夷家ばかりで、仮にも彼らに対して、外夷(イギリス)の戦艦は装備が充実しているので戦つても勝ち目はない、ということをおもうものなら、彼らから蘭癖の誹りを受けるとしており、そういう風習なので仕方がないと半ば諦めつつも懸念を抱いている。

さて、ここからは台場の整備や人員の配置など、有事に際してのより具体的な態勢に関する記述が多く見られる。

当今海防之御手当一涯御差急ニ而、諸所砲台御修造等昼夜之御急ニ有之候、夫二付而此度新二御城下明山堀辺(名カ)より若宮之堀・山下橋・大手橋・南泉院堀まで堀通し潮入二いたし小舟之通行出来候様、臨時二者小舟之格護場ニ相成筈にて、先日地方之役々見分も為有之由、又下町弁天波戸・新波戸御築添ニ而砲台相重筈、当分も弁天波戸へ者御先代ニ大砲式拾式丁、新波戸へ者拾壺丁備付有之候得共、尚被相重筈之由、至極之御急ニ而御取付有之候、(二月廿一日条)

海防の手当について記されており、諸所の砲台の修造は昼夜なく最優先で行い、それに加えて、新たに城下の名山堀から若宮之堀・山下橋・大手橋・南泉院堀までを臨時の際の小舟の退避場所として整備するべく見分が行われたとしている。一方、弁天波戸と新波戸の台場に関しては、御先代（斉彬）の頃にそれぞれ大砲が二十二丁と十一丁整備されたが、今回さらに大砲を備えつけるとしており、イギリスとの戦争に向けた整備であったことは明らかである。「昼夜之御急」や「至極之御急」という文言からも火急の様子が伝わってくる。

丁度一週間後の二月廿八日条には、伊集院平治を小根占、町田式部を指宿の地頭にそれぞれ任命し、拔かりなく防御を固めるべき旨が記録されている。

御側御用人御勝手方掛御用人伊集院平治殿、今日小根占居地頭被仰付、近日より被差越候様御達之由、第一二御城下咽喉二而不日二英軍艦渡来之向故、無手拔防禦之手当有之、土風二手を付候様御達之由二而候、大目付・寺社奉行勤町田式部殿二も同日指宿居地頭被仰付候由、御達振伊集院同様之由、往古之御処置二被復結構之御事二候、外二境目郷二も追々其通之筈之由、(二月廿八日条)

小根占と指宿は共に鹿児島湾の入口近くに位置しているので、湾内に入る船を真っ先に視認することができ、有事にあたっては「咽喉」である御城下を守るための最前線でもあっただろう。また、当時伊集院は御側御用人御勝手方掛御用人、町田は大目付兼寺社奉行と二人とも要職にあり、そのような人物を地頭として派遣するところからも、この両地点

の戦略的重要性がうかがえる。彼らを派遣し、守りを固めるとともに「土風二手を付」けるようにも達しがあつたとしている。これは現地の郷士たちを訓練し鍛えよ、という意味であろうか。

他方、遠く離れた関東はどのような状況であつただろうか。翌二月廿九日条の記述である。

一当今鎖港攘夷之説紛々有之付、横浜へ其段相聞へ、各国本国へも申送候向にて、夷人共長崎・横浜驚衛之為、又者生麦二而此方より英人を妄殺いたしたる事件を談判として、当月十五日二英国軍艦拾式艘、仏郎西より六艘、和蘭より式艘、米國より七艘渡来いたし、未何たる事も不申出公然と碇泊之由、右二付江戸中二も人氣動揺いたし、町人百姓等者辺鄙へ逃去候勢二有之不穩、此節者決而何方二而歟兵端を可開と被存候、

(略)

一異船前之浜へ渡来之折心得振之義、昨日御達有之候、此前二被仰渡候向より少ハ相替候、此方二而も攘夷之向二御手当有之、彼を知らざる之御手歟と窃二憂罷在候、如何可相成哉、(二月廿九日条)

前段では、横浜にイギリスの軍艦が十二艘、フランスの軍艦が六艘、オランダの軍艦が二艘、アメリカの軍艦が七艘渡来し、何も音沙汰が無いまま公然と停泊しているという状況に江戸中が動揺、町人や百姓は田舎に逃げてしまいそうな勢いで不穏な状況であるとして現地の混乱ぶりが綴られており、事ここに至つてはいよいよ何処かで戦争が始まるのではないかとしている。これほどの大艦隊がいきなり入港したときの江戸

の人々の驚きや恐怖は如何ばかりであったらうか。

後段では、「異船前之浜へ渡来之折心得振之義」が昨日（二月廿八日）達せられた旨が書かれており、以前の達しより少しは変更があったものの、やはり攘夷の姿勢に変わりはなく、イギリスのことを知らないがための無謀な策だと憂えており、どのようになってしまふのかと心配している。

藩においては前年（文久二年）の十一月七日に軍制改革が行われ、それまでの西洋流砲術を改めて、旧来の御流儀砲術に戻すという方針が打ち出された⁵⁾。当時の情勢を鑑み、人心に配慮しての措置でもあったが、一方で、時代に逆行したこの措置を疑問視する向きもあった。例えば、別の史料の文久三年正月六日の記録⁶⁾では、斉彬以来の西洋式軍制を伊地知正治・中山中左衛門・大久保一蔵の主張により旧来のものに戻したことについて「心アル者ハ憫笑シ、年ナラスシテ必ス先公ノ編制セラレシニ帰スルナラント窃ニ唱ヘタリシ」として、薩英戦争後すぐに西洋式軍制に戻したことについても「其間笑フヘキ浅薄ナル挙動多カリキ」と、あたかも嘲笑するかのようである。

少し間が空いて、五月になると事態が急変する。攘夷実行の期日を五月十日とする旨が布告されたのである⁷⁾。以下、長文であるが当時の記述を抜粋する。

一右様攘夷御決定天下布告ニも相成、然ル上者御国ニ者昨年生麦一条も有之ゆへ、真先キニ御国へ到来すへき者必定、加之先日よりいつれ此方へ参り曲直談判も可致申居候付、早速より御手当向御急キニ相成、指宿地頭ニ者町田内膳殿、小根占へ者伊集院平治殿今日中ニ出立、渡

海可差越御達、其上御軍賦役田代宗次郎・御軍役方書役亀山甚介早馬ニ而下潟諸所海岸へ被差廻、若異国船山川辺へ相見得内海へ可乗入向ニ相見得候者、夫々被定置候郷々指宿又者小根占へ走統援助いたし、乗入らざるやうニ防禦可致旨申渡之筈ニ候、

一如此攘夷御決定相成候者何ゆへ之事候や、日本國中未武備兵食も不備ニ、渠之堅艦大砲に対接する事者おもひもよらず、御国杯ハ御先々代様より格別ニ御手も付、日本中ニ者江戸を除之外比肩者あるましく、夫迎も外夷之水軍ニ対当者千万無寛束、実ニ渠をしらすおのれを不弁之拙策ニあらずや、然るを壮年血氣之人々ニ者外夷と云者犬猫を殺すニ同しく口ニ者被申、論理之道等者少しも無之様被賤、京師ニ而も公卿衆も同様之御勢ニ有之、夫を恐多くも

天朝に御信用被為在、幕府を臆病不断ニ御申下し御評義も無之攘除布告ニも相成候者嘆息之限りにあらずや、ケ様ニ申ハ敵之美を談し渠を警怖し因循戦を不好ニ出ツといへとも、決而左にあらず、同志之衆と縮眉の至ニ候、

三郎様ニ者先達而より、今より十年を期とし内政を整へ武備を嚴ニし、勝算定而後ニ御布告被為在度と之度々御建言有之候得者、

朝廷ニ而全く御採用無之、攘夷ハ
朕か素意と之御事ニ而將軍へも御評義者

無之押而神奈川鎖港を被命、一橋公ニ者早々御暇ニも相成候次第之由、尤、將軍家ニも第一ニ御暇可有之処、長土之暴論徒或者浮浪士共堂上方へ種々讒訴いたし、將軍を此挙ニ御暇被下候而ハ虎を野に放ツニ同しとて、拙海守禦ニかこつけ御引上ニ相成、一橋公をして攘斥する之奸策ニ出候由、都而如此ニ浪士輩之論より天下之大義を動し候

付、人氣和同せず、恐多くも

上軽く下重キ之弊生し、僥暴之命令ニ相成候も実ニ大息の至ニあらずや、御国ニ而も血氣の衆者要路之人迎も攘夷鎖港者

天意の第一ニ而日本国中焼土なり、人民者彈丸之為ニ車裂せられ候而、孫や曾孫迄大砲之食と相成迄ニ攘夷せば、終ニ

天意通ニ攘夷可致得と之議論ニ而、実ニ其論末ニ者齒も食立難キ勢ニ有之、御上も稍同様ニ有之、果して事之破ニ望ん而者禽獸之如くニ取扱、終ニ事破れニ可及者殆然、其時に至り御悔悟不相成候而者

勢者無致方ものニ候、古より国家危殆之時ニ至り、夫を早く察知して不諫ものもあり、是等ハ青史之上ニ不臣之論評も少なりしか、今歎敷其事ニ臨ん而建言等之意飽まで難有之、其勢難及事ゆへ同志と声を吞て嘆息之外他事なし、後世之人能く時情勢之強弱を考へて論評せられ者無理ともいふべし、昔藤房之遁世すら我等初今まで論評せしに、今此時二当而其論せし所甚後悔せり、此趣ハ後世子孫之為事実を不誤

爰記ぬ、(五月七日条)

前段では、この布告を受けた薩摩藩内の措置について書かれている。それによると、先に任命された指宿地頭の町田と小根占地頭の伊集院をその日の内に任地へと向かわせ、さらに御軍賦役の田代宗次郎と御軍役方書役の亀山甚介に命じ、もし異国船が山川辺りに現れ、今にも湾内に入りそうな場合は指宿又は小根占に駆けつけ、町田と伊集院を支援して防備を固めよ、とのことであった。

後段では市来や島津久光の攘夷観が記されており、この記述の肝といふべき箇所である。「如此攘夷御決定相成候者何ゆへ之事候や」とある

ように、市来は拙速な攘夷の決定について疑問に思い、その上で「渠をしらすおのれを不弁之拙策」と断じている。明らかに批判的な論調である。

また島津久光は、今後十年の間に内政を安定させて武備を固めた上で、勝算が定まって初めて攘夷を布告するべきだと度々建言していたが、朝廷には全く相手にされず、孝明天皇の強い意思により、將軍をも介さず攘夷の方針が決まった。久光が、相手と対等に戦える状態になって初めて攘夷の方針を打ち出すべきだという、極めて現実的かつ冷静な考えを持っていたことが分かる。

町田明広氏は、当時の有力諸侯を「攘夷」への対応によって二つに分類している。⁸⁾一つは、通商条約を即時破棄して外国船を打ち払う「即今破約攘夷派」、もう一つは、通商条約は不容認であるが、外国船が襲来時のみ打ち払う「攘夷実行慎重派」¹⁰⁾である。

前者の勢力の企図は、安政五ヶ国条約を破棄するための攘夷であり、実現の暁には通商条約を再締結、外国との交易により富国強兵を図り、最終的には東アジア的華夷思想に基づく対外侵略にあったとしている。

一方、後者の勢力の企図は、現行条約の破棄は期待するものの、現状では到底不可能であるという分析の下、武備充実を喫緊の課題としており、それが成就した上での攘夷実行にあった。

このように、両派とも最終目的としての攘夷実行に変わりはないが、時期や方策の相違があったとしている。

町田氏の論に依拠すると、市来の記述を見る限りでは、久光は「攘夷実行慎重派」であったと言えよう。

ただ、当時の外国人向け新聞には、「皇帝ノ政ヲ扶助セント欲ル所之

諸侯」として八名の名前が並んでいるが、その中に「島津修理大夫（茂久）」と「蜂須賀阿波守（斉裕）」の名前が一緒に書かれている。「皇帝ノ政ヲ扶助」というのはすなわち攘夷のことであり、しかも茂久はその筆頭とされている。蜂須賀斉裕は町田氏が「即今破約攘夷派」の一員として挙げている蜂須賀茂韶の父親であり、攘夷観を異にするであろう二人が共に並んでいるところを見ても、攘夷観の違いはあくまで日本人目線のものであり、当の外国人から見れば、程度はどうあれ攘夷論者は皆同じで十把一絡げに見られていたのであろう。日本人と外国人との攘夷についての明確な認識の相違が興味深い。

市来は、血気に逸つての攘夷は「日本国中焼土」を招き、「人民者彈丸之為ニ車裂せられ候而、孫や曾孫迄大砲之食と相成」り、最終的には「禽獸之如クニ取扱」われると見ており、もしそのような状態に陥つても後悔しないのならばどうしようもないとしていながらも、果してそれが正しいか否かは後世の人間が判断することだと述べ、結論を出してはいない。

五月十日条は、長崎における中原猶介とロシアの將軍とのやりとりを中心に記されている。これもやや長文ではあるが、やはり外国人の日本に対する認識が感じられて興味深い記述である。

一中原猶介長崎より被申越趣者、当分魯西亜国之軍艦三艘參居、其船將軍事旁別而心得居、西洋ニ而も有名之人物之由、（略）此度英吉利より日本国を攻撃する為之八艘之軍艦を仕出候趣ニ付、魯国者日本之隣国信交之国なれ者、唐土上海ニ而先達而英人へ対し日本と争戦者是非ニ可相止旨及理解候得共、生麦ニ而英人を薩摩之人殺害致候次第人倫

と違ひたる仕方、其外日本人ハ約定ニ背キたる次第不少、加之江戸ニ而も英人を無罪ニ殺し今形ニ而者難相成とて和解承引不致候、（略）償金等者御出し不被成候而者双方和談ハ調難く、何分日本之被成やう

不宜処よりケ様之大破ニ相成、若今形ニ召置候而者日本惣崩ニ相成、貴賤共死より外ハ有之間敷、英人之武備ニハ迎も被及間敷と申出候付、蓑田伝兵衛中原返詞ニ者生麦之一条者行列ニ失礼いたし、右者往古より之国法ニ而、其場ニ而殺害致したる訳ニ而不法之事ニ者無之と申聞候処、成程日本国中ニ而者其通之国法ニ可有之候得共、弘く世界之交ニ而者其様之不法と云者無之、法と申者天道ニ而世界普通之法を法と可申、夫者心得違と申物笑ニいたし、（略）中原被申ニ者、たとへ薩州へ英人乗入候共少しも差支無之、相応之会釈者可出来手当有之候と申聞候処、笑止之顔付ニ而其やうニ而者、焼土と相成者必定ニ候、さりながら甲兵者何程あり哉と云ニ付、凡十五万人も可有之と中原被申しに、魯將申ニ者、夫者間違ニ可有之、察するに五千人ならん、多くて五万人歟、日本惣国之兵も五拾万人者なく、三拾万人ニ過きたる程なるべし、薩州之国体を考へ又天慶ニ而国之大サを考へるニ、甲兵壹万ニ者過さるべしと笑て云ニ付、程克申置られしに魯將又云、山川海門より鹿児島城下迄台場何ヶ所有之哉と云、四十ヶ所程有之、式拾四封度以上之大砲五百門ニ下らず、其内八拾封度・百封度・百五十封度位迄ニ候と被申候に、魯將申ニ者、是も間違ならん、乍憚露西亜者世界ニ比肩する国にて武備も可也ニ調居候得共、都城之近辺ニ台場式ヶ所ニ過す、式拾四封度已上之大砲も式百門ニ過ぎず、パール辺さへ其通ニ候、其他之辺鄙者未充分ニ行届す候、乍憚薩州之御国体御高前御産物ニ而ハ中々今より二三拾年之後迎も仰之通ニ者御行届ニハ可難

成歟、江戸迎も当分之通ニ候、是者御高前旁薩州よりも御所帯者大キク可有之とて何分ニも争戦を御好被成者笑止之至なり、申て氣之毒かり候由、蓑田・中原より御届申出候段大山格之介殿御軍役方ニ而届書被見候とて咄被申候、尤之事ニ而今之如く戦を御好被成ハ天魔之所為歟、不日ニ焦土となりて御解悟あるべし、

中原が、たとえイギリスが薩摩に攻めてきても十分に渡り合うだけの備えが出来ていると息巻くのに対し、將軍はそれを見透かしたかのように中原の発言をいちいち正し、しまいには「二三拾年之後迎も仰之通ニ者御行届ニハ可難成歟」と言われ、「何分ニも争戦を御好被成者笑止之至なり」と氣の毒がられる始末であった。最後に「尤之事ニ而今之如く戦を御好被成ハ天魔之所為歟、不日ニ焦土となりて御解悟あるべし」とあるのは市来の本音であろう。

同様の認識は他にも見られ、中原からの別の報告によれば「又攘夷モ弥近日御下知ニナルトノ事ニテ、外国人共ニハアザ笑ヒ居候、知人ノ夷人申ニハ、長崎ヤ下ノ關位ノ大砲ハ少シモ恐ル、ニ足ラス、戦争ヲ開キタル上ハ、立派ニ分捕シテ見スヘシナト申シ居候^②」とある。やはり外国人からすれば、攘夷は無謀としか思えなかったようである。

三 おわりに

ここまで、薩英関係についての文久二三年の記録を概観してきたが、一連の記録を通して言えるのは、市来が決して血気に逸った攘夷主義者ではなく、当時の情勢を冷静に見極め、孝明天皇の強い意思による攘夷の決定をも「拙策」と断じることのできる客観的な視点の持ち主であったということではないだろうか。

また、島津久光に関しても、イギリスからは生麦事件の首謀者のレツテルを貼られていたものの、まずは十年かけて外国と十分に渡り合える国を築くべきだという考えを持っており、やはり冷静で現実的な視点の持ち主だったと言えよう。

生麦事件から薩英戦争にかけての時期は、薩摩とイギリス双方にとつては衝突・軋轢の時期であり、その中で様々な犠牲が払われてきたのも事実である。

しかし、異なる文化同士が会合うときには往々にして衝突が起こるものであり、当時の薩摩とイギリスのように、衝突を経て友好が築かれることも古今東西において何ら珍しいことではない。

慶応年間に入ると薩英両者が急速に接近、英国公使パークス一行の鹿児島訪問や英国への留学生派遣、わが国最初の機械式紡績工場である鹿兒島紡績所の操業開始など、薩英の親密な関係を物語る出来事が多く見られる。それを考えると、歴史に「たら」「れば」は無いが、薩摩とイギリスとの出会いは必然的であったと言えるのかもしれない。

今回は、筆者の興味の赴くままに考察を試みたに過ぎず、詳細な人物比定や時代背景の掘り下げなどは全く不十分で汗顔の至りである。史

料の解釈に関しても間違い等が多々あると思われる。ただ、薩英関係を論じるにあたって市来の視点に着目したことはあまりなかったように思われるので、これから他の史料も駆使しながら詳細を突き詰めていくのが今後の課題であろう。何かお気づきの点やご指摘等があれば、ご教示いただけると幸いです。

註

- (1) 上村文「史料紹介「市来四郎日記」」〔黎明館調査研究報告〕第十七集、二〇〇四年)
 - (2) 「市来四郎君自叙伝」〔鹿児島県史料 忠義公史料〕第七卷、一〇〇一頁)
 - (3) 「閩」と同じ意味。
 - (4) 「英艦渡来ノ準備異国船御手当ノ次第」〔忠義公史料〕第二卷、二四〇号)
 - (5) 「軍制改革令」〔忠義公史料〕第二卷、一七三号)
 - (6) 「軍制改革後ノ操練」〔忠義公史料〕第二卷、二〇九号)。日付は正月六日だが、後段は薩英戦争後の様子が書かれているので、後段については追記されたものか。
 - (7) 「攘夷期日布令」〔忠義公史料〕第二卷、三四八号)
 - (8) 町田明広『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』(岩田書院、二〇一〇年)序章、一九頁。
 - (9) 町田氏は、具体的な構成メンバーとして、鳥取藩主池田慶徳・岡山藩主池田茂政・米沢藩主上杉斉憲・徳島藩世子蜂須賀茂韶の名前を挙げている。
 - (10) 同様に、一橋慶喜を始めとする一会桑政権を構成メンバーとして挙げている。
 - (11) 「神奈川新聞」〔忠義公史料〕第二卷、二六三号)
 - (12) 「長崎在勤中原猶介四月三日ヲ以テ政庁へ報告」〔忠義公史料〕第二卷、二六八号)
- (はしぐち まさき 本館調査史料室資料調査編集員)

